

## 東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ 知的財産と危機管理(4)

### Intellectual Property and Crisis Management – A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics’ Logo (4) –

大友 信 秀

#### 5. 選考状況の分析

##### (1) 明らかになったことの帰結

###### ①選考体制とその内容

選考委員会の意思決定に関する組織体制は、誰が委員長なのかを明示していなかったり、クリエイティブ・ディレクターと兼務している中立性のない委員がいる等、問題を抱えていた。

また、選考でも、上記クリエイティブ・ディレクターがその立場で入手した応募作品の制作者情報（他の選考委員には、同情報は伝えられていなかった）を利用して選考したため、選考の手続的正当性を害したことが明らかになった。

採用作品については、採用案として公表された修正案については他者デザインとの類似性が十分に議論されなかったが、後に公表された当初デザインが他者のデザインに酷似することが明らかになった。

###### ②選考から採用作品の公表まで

選考後公表までの間に採用作品が修正されていたことが明らかになった。修正は、選考委員では委員代表とクリエイティブ・ディレクターを兼ねて選考審査で不正を働いていた者の2名だけが関与して進められており、他の選考委員

には、修正後に追認を求めていた。

修正後の作品のうちオリンピック・エンブレムは、他者の作品に類似するとされ、国外で法律問題になった。また、パラリンピック・エンブレムについては、当初デザインとは全く異なるものになっていることも選考委員の1名から明かされている。

### ③客観的な評価

選考過程に不正があり、当初案に酷似する作品の存在が明らかになったことから、当初案の正当性は極めて疑わしくなった。通常であれば、そのような当初案に修正による採用が認められることはない。さらに、修正案についても、オリンピック・エンブレムに関する他者デザインとの類似性が法的レベルの問題にまでなり、パラリンピック・エンブレムに関しては、当初案デザインと連続性・類似性がないことが明らかになった。また、当初案デザインとの類似性が指摘された他者のデザインについて佐野氏がオリンピックエンブレム制作前にアクセスしていた事実も明らかになった。アクセスがあり、類似している場合、著作権侵害に該当する可能性が高い。侵害を否定するためには、問題となった他者のデザインが著作権が切れている、創作性がない等の理由により著作権の対象ではないことを要する。

中立性が要求される選考であるという前提（多くの応募作品の中から最も優れた作品を選択するという相対評価であり絶対評価でないという前提）で、上記経緯を評価すれば、このような経緯により成立したデザインが採用される理由はない。採用案にこのような不正があればすぐさま次点作品を採用すればすむことである。もし、このようなデザインを採用しなければいけないとすれば、それは、そもそも、この選考が中立的なものではなかったということの意味することになる。

(2) 明らかにならなかったことがもし明らかになれば（明らかになったものとして確定されていれば）どうなっていたか

#### ①採用作品の盗用

採用作品については、当初案、修正案ともに他者の作品との類似性及び盗用の有無が問題になった。採用作品の盗用が確定されていれば、当然最終候補として採用されることはなかった。それに加え、このような盗用の有無を見抜くために、どのような策をとることができるかという議論が深まった可能性がある（が、実際には、この点を明確にしなかったため、将来的な解決策の具体的検討は行われていない。）。

#### ②審査の不正

外部有識者による調査結果では選考委員による不正が認められたが、その不正が認められても結果に影響はなかったとした。この過程で、不正に関与した選考委員2名の意識・行動と組織との関係、すなわち、誰がどのレベルの責任を負うのかという点の解明が必要になったが、同解明は行われなかった。組織的な関与もしくは組織としての監督責任が明らかになっていれば、組織体制の具体的な修正・変更をしなければならないことになったが、具体策が提示されることはなかった。

### 6. 危機管理・危機対応としての評価

#### (1) 採用作品の作者である佐野氏について

採用辞退が盗用を理由としたものではないとされたため、形式的には、オリンピック・エンブレムの確定延期及び選考手続に関する責任を問われることはなかった。ただし、エンブレムの展開例として公開された羽田国際空港のロビー画像と渋谷ハチ公交差点の画像が他人の写真を無許諾で利用したものであることが判明したり、民間企業の仕事では部下によるとはいえ、盗用（トレース）を認めた。このため、世間に対して佐野氏もしくは佐野氏の事務所の仕事

全体について、盗用可能性があるような印象を与えてしまった。

しかし、デザインという佐野氏の仕事の直接の取引先は企業（事業者）であるため、佐野氏デザインの仕事が世間（消費者）に直接佐野氏の仕事として認知され、なおかつそのために不利益が生じていない場合には、佐野氏の仕事は排除する必要がないため、現在では、デザイン事務所としての仕事が復調しているようである<sup>1</sup>。

佐野氏は、組織委により、公表案とは異なる当初案があったことを暴露されたり、盗用を認めていないにもかかわらず候補辞退をしなければならなくなる、といった不利益を受けた。しかしながら、このような不利益を受け入れることにより、現在のように、デザイン業務が復調してきているとすれば、当時の判断及び行動は危機管理・危機対応としては一定レベルで効果があったものと思われる。

このことは、上述のように、佐野氏の仕事が一般消費者を直接取引相手とするものではなく、企業等の事業者を相手にしているものであったために可能になったといえる。デザイン取引の関係者が望む対応を優先した行動が佐野氏の事業復調につながっており、佐野氏の事業への影響の最小化という意味では有効だったと言える。逆に言えば、一般消費者を直接対象とする消費財販売会社の不祥事の場合には、このような結果を望めないため、責任の所在を明確にし、謝罪会見等で問題の早期解決をはかる必要があることになる。

さらに付言するとすれば、デザインを必要としている広告代理店の関係者が本件選考には大きく関与しており、佐野氏と利害関係を共有していたことも、佐野氏に不利な情報が社会に拡散することを最低限度に留め、同氏の業務の復調を可能とした点にも注目する必要がある。同様の問題が生じたときに、個別事情として、参考にする必要がある。

---

1 佐野氏事務所である MR\_DESIGN のホームページ (<https://mr-design.jp/>) 参照。

## (2) 組織委及び組織委構成員について

### ①基本方針とその効果

2015年7月24日に採用案が公表された後、ベルギーのリエージュ劇場ロゴとの類似性が問題とされるに至り、同年8月5日の釈明記者会見で組織委は、佐野氏に類似性を否定する会見を行わせた。極めて短い間に釈明会見を行ったことは、その後のエンブレム利用スケジュールとの関係で組織委が問題の収束を急いでいたことに起因すると思われるが、実質1週間強の時間で準備できることは限られており、その後の展開を考えれば、この時点での十分な検討がなされていれば、問題をここまで拡大させることなく解決できた可能性も否定できない。

また、佐野氏本人に会見を行わせたことは、佐野氏のエンブレムの採用が撤回されないことを前提とすれば、エンブレムの正当性イメージを維持するために不可欠と考えたためであろうが、撤回の可能性も含め、どのような結論に向かっても対応できるようにしておくことが危機管理としては必要であったと思われる。具体的には、佐野氏からは、盗用を否定する簡単な書面をとりつけ、同書面を前提に組織委としては極めて事務的に説明を行うという方法もあったものと思われる。

なお、その他の基本方針に関する注目すべき点としては、第1回の釈明会見から一貫して知的財産権に関する専門家を会見の場に同席させなかったことがある。佐野氏の作品の他者デザインとの類似性について、選考委代表が、商標の類似性や著作物の類似性には直接触れずに「デザインの世界」という独自の視点で説明したことともこの点は密接に関係する。法律問題という、専門的であり素人にはわかりにくいが場合によっては白黒がつく問題として議論するか、白黒がつかない特殊な世界（デザイン界）の問題であるとするかで、問題解決の手法は当然異なってくる。前者を選択すれば、選考自体を明確に否定する結論につながる可能性が否定できず、後者を選択すれば、そのような結果を避けることは可能になるが、デザイン界の一般人に対するイメージは悪化する

危険性がある。しかし、すでに佐野氏と同氏の取引先との関係でも述べたように、デザイン界と一般人は普段取引相手として活動を行うことはないため、イメージ悪化が事業に与える影響は限られており、この点でも、後者を選択したことには合理性があると言える。

## ②個別対応（状況の変化に応じた対応等）とその効果

### 1) 採用案の前に原案があったことを公表した点

佐野氏による釈明会見の後、同月 28 日の組織委の会見では、委員代表から、佐野氏の採用案がもともと選考委員会で認められた原案を修正したものであった旨が公表された。このことは、修正案が原案を基にしており、リニューアル劇場のロゴを当初から意識したものではなかったとして、視点をずらすことを意識したのであろうが、これにより、かえって原案自体の問題を加えることとなり、結果的に佐野氏案の辞退という結論につながった。

また、修正案の盗用可能性に加え、原案の盗用可能性が生じたことで、ネット上での佐野氏関係デザインに関する画像検索がさかんに行われることになり、佐野氏（もしくは氏の事務所）のその他の作品における盗用が明らかになり、佐野氏の立場を悪くしてしまった。

危機管理・対応の観点からは、争点はできるだけ狭い範囲に絞ることが必要であり、修正の事実は公表しないほうが問題の収束という点では望ましかったといえる（最後まで秘匿できればであるが<sup>2)</sup>。

### 2) 調査対象を限定した点

2015 年 12 月に公表された外部有識者による報告書では、調査範囲が「一部のデザイナー 8 名に参加要請文書を公募前に送付した事実」に限定されており、選考結果に至る過程すべてが調査対象になっていたわけではない。このよ

---

2 この点で、選考委員に対して厳格な守秘義務を課していなかったことが後に明らかになっているため、その場合には、公表せざるを得なかったのかもしれない。

うに、調査範囲を限定することは、後に、報告内容が十分でないと言われる恐れがあり、報告書公表により説得する対象によっては危険とも言える判断である。しかしながら、本件における説得対象は、優先順位で並べると、① IOC、② JOC、③オリンピック・パラリンピック・スポンサー、④国・東京都、⑤マスコミ、⑥一般国民となるため、①から③までの対象が完全な事実解明や問題の抜本的解決よりは問題の早期収束に関心を有しており、④についても、組織委の森会長が現総理とともにも同一派閥に属していたことや当時東京都の首長が舛添都知事であったことから基本的には①から③と行動をともにすることが予想されたため、問題は⑥を沈静化できるかにかかっていた。このことは⑤が⑥にどのように情報を伝達するかにかかっているため、⑤への対策が重要な問題となったことが予想される。

この点では、2015年9月28日の組織委による会見時に、読売新聞記者から会長への報告書とは無関係の質問がなされ会見終了予定時間となったことにより会見が打ち切られているように<sup>3</sup>、既存マスコミについてはある程度コントロール可能であったことが窺える。このような条件を前提とすれば、調査対象を限定したことも、方策として誤ったものであったとは言えない。

### 3) その他の点

上記に加え、選考費用に関する説明が過小であった点<sup>4</sup>、報告書に、抽象的な文言を多用している点（「複数存在することが判明」、「不適切」、「十分な説明を行わなかった」、「審査経過が妨げられたという関係にはない。」、「可能性は、当然に残る。ただし、…一概に不合理とは言えない。」等）<sup>5</sup>、論点のすり替え（報告書では「参加要請文書を受けとったこと以外は、その他の応募者と全

3 大友信秀「東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ知的財産と危機管理(2)」金沢法学 59巻2号(2017)21頁参照。

4 大友信秀「東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ知的財産と危機管理(1)」金沢法学 58巻2号(2016)55頁参照。

5 前掲、注3、25頁以下参照。

く同一の手続を経て」となっているが、この点では、受けとったこと自体が問題であれば、その他の手続が同じでも全く問題にならない。)、責任問題を立証問題にすり替えている点(「参加要請対象者と接触した事実が認められる者が存在するが、…不適切なやり取りがあったと認めるに足る証拠は一切存在しなかった。」としている。)、ならびに、今後同種の問題にはどのように対応するのかという、再発防止策が具体的に提示されていない、今回の問題の最終責任は誰がとるのか示していない等組織委の対応については不明瞭なままとされたことが多い。

これらの点についても、オリンピック・パラリンピックが夏期、冬期それぞれ4年ごとで忘れられやすく、しかも日本開催はこの後当分ないことを考慮すれば、継続した対応を想定せずに、現状を乗り切ればなんとかなるという本件の特殊性故に選択されたものと考えられる。

## 7. 知的財産に関する視点

本件では、佐野氏採用案とリエージュ劇場のロゴの類似性に関して、商標の国際出願が抗弁として利用された。しかしながら、画像や図形については著作権侵害の問題も生じる余地はあり、本来、知的財産に関する総合的な判断が不可欠である。通常の企業の不祥事で本件同様の問題が生じた場合には、専門家の意見を早期に提示する必要があると思われる。

また、本件では、佐野氏の採用案(修正案)、原案に加え、選考時のプレゼンテーションに使用された画像等についても次々と類似デザインがネット上で発見されたことも特筆すべき点である。知的財産の世界では、通常文字検索が主流であり、画像検索は高度な技術が必要とされるため、たとえば意匠の類似検索を行うことは極めて困難とされてきた(もちろん、権利者から侵害者を見つけることは、侵害予防のための検索に比較すれば相対的に容易であるとは言えるが。)

しかしながら、現在では、本件で類似検索に使用された Google 画像検索の



ような技術が発達しており、今までのような対応では問題を解決できなくなっていることに注意する必要がある。今後はAI技術の発達も含め、技術的にできないことはないという前提で不祥事等に対応する必要があるだろう。

## 8. 教訓

本件は、通常の企業不祥事に比べ、特殊な点が多いが、不祥事発生後に明らかになった問題については、今後の問題に対しても参考になる点が多い。すなわち、危機管理・対応では、最悪のシナリオへの対応も織り込んでおく必要があるという点が教訓になっている。

問題の本質調査、最終的な落としどころの設定、そのための関係者の分類、それぞれの関係者に対する対応策の決定、これらの対応を情報として各方面に伝える際の管理が重要になるということが改めて示されたものであると言える。

(完)